

# 旧加藤家、旧進修館、旧斎藤家の 町指定文化財の活用について

生涯学習室 文化財保護担当  
R3.12.18

# 1.文化財の保存と活用の背景

文化財は、文化財の価値を損なうことなく後世に継承する「保存」と、より多くの人に鑑賞・体験してもらうこと等を通じて地域や社会の核としての役割を果たす「活用」の双方を進めることが求められている。

近年、文化財の活用が地域振興や観光振興、ひいては地方創生にも資するとの認識が高まり、文化財の活用に期待される効果や役割が拡大している。

H30の文化財保護法の改正

- (1) 都道府県による文化財保存活用大綱の策定
- (2) 市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定
- (3) 市町村による文化財保存活用支援団体の指定
- (4) 所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。



文化財保存・活用計画を策定し、積極的に活用する市町村が増加

## 2. 第5次総合計画の取組み

町では令和3年から令和7年までのまちづくりの基本方針となる第5次宮代町総合計画を策定し、重点事業として西原自然の森活用事業（移築民家活用編）を位置づけている。

### 事業内容（計画からの抜粋）

福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「旧加藤家」「旧斎藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。

主な  
成果目標  
(令和7年度)

新たな仕組みに基づく新規事業 年3回以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R3	R4	R5	R6	R7
1.モデル事業の実施	教育推進課	→				
2.仕組みづくりと運用準備	〃		→			
3.活用支援	〃			→		

## 3. 活用の課題と方向性

### 課題

- (1) 旧加藤家、旧進修館、旧斎藤家は町の指定文化財としており、屋外展示物である。建築確認の許可を得ているわけではなく、建物としての活用は不可能である。
- (2) 移築後30年以上が経過しており、その間耐震補強等の修繕は行っておらず、展示物の損傷が著しく、安全上に問題がある。
- (3) 展示物の修繕費も経年劣化や特殊性から高額になりがちで維持管理が困難である。

### 活用の効果

- (1) 文化財の活用が強調されることにより、本来の保存活動が促進される。
- (2) 活用によって展示物の社会的存在意義を高めることができる。
- (3) 活用することで地域住民が文化財を身近に感じる機会を増やし、文化財に親しみ、地域への誇りと愛着を高めていくことができる。

### 方向性

- (1) 建築確認や展示物の損傷状況、安全性の観点から、展示物内での展示や音楽活動、多人数での見学等は不可能であるため、少人数による見学や展示物周辺での活用を基本とする。**
- (2) 外部団体等が活用する場合は、(1)を踏まえてルールづくりをする。**
- (3) 展示物の活用と保存を計画的に推進するため、保存活用計画を策定する。**